

情報倶楽部

2026年7月

No. 302

編集発行人 税理士 細見 秀樹

〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400

お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人税・所得税

★ 少額資産特例の改正

Q. 税制改正で、少額資産特例が改正になったとか。どのようなになったのですか？

A. 中小企業や個人事業者が事業用の備品などを購入した際、一定額までであれば購入した年に全額を損金にできる制度が「少額資産特例（中小企業者等の少額減価償却資産の特例）」です。令和8年度税制改正では、この特例について重要な見直しが行われます。

これまで、この特例の対象となる資産の取得価額は30万円未満でしたが、改正により40万円未満に引き上げられます。近年の物価上昇で、パソコンやタブレットなどが30万円を超えるケースが増えていることを踏まえた対応です。

これにより、より多くの設備が一括で損金にできるようになります。

一方で、特例を使える事業者の範囲は見直されます。これまで対象だった「常時使用する従業員数500人以下」の法人から、400人超の法人は除外されます。

制度の趣旨である「中小企業の事務負担軽減」により重点を置くためです。

なお、この少額資産特例とは別に、「10万円未満の資産を即時経費にできる制度」や「20万円未満の資産を3年で均等償却する一括償却資産の制度」は、取得価額基準の変更はありません。

改正後の少額資産特例は、令和8年4月1日以後に取得・使用開始した資産から適用され、期限は令和11年3月31日まで延長されます。

設備投資のタイミングによって経費処理が変わるため、事前の確認が重要です。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/kaisei_gaiyo2026/pdf/G.pdf

★ 蛍光灯からLEDへの工事

Q. 蛍光灯からLEDに切り替える場合の費用はどのような取扱いになりますか？

A. 蛍光灯からLED照明へ切り替える工事を行った場合、その費用が税務上「修繕費」になるのか、それとも「資本的支出」になるのかは、工事の内容によって判断されます。修繕費であればその年の経費として計上できますが、資本的支出の場合は資産として計上し、耐用年数にわたって減価償却する必要があります。

まず、既存の照明器具はそのまま使い、蛍光灯の光源部分だけをLEDランプに交換する場合は、設備全体の価値が高まるわけではないため、原則として修繕費として処理できます。

たとえLED化により省エネ効果があったとしても、単なる部品の交換と考えられるため

です。

また、LEDランプへ交換する際に、蛍光灯に必要な「安定器」を取り外すバイパス工事を行う場合でも、その工事がLEDランプ交換と一体の作業であれば、同様に修繕費として認められる可能性があります。

一方で、照明器具そのものを新しい設備に交換したり、建物全体の配線や配電設備を大きく変更するような工事を行った場合は、設備全体の価値を高めることになるため、資本的支出と判断されることがあります。この場合は建物附属設備として、耐用年数15年で減価償却することになります。

具体的な工事内容を確認したうえで判断することが大切です。

[自社の事務室の蛍光灯を蛍光灯型LEDランプに取り替えた場合の取替費用の取扱いについて | 国税庁](#)

所 得 税

★ 給与・年金のダブル受給者に控除制限

Q. 給与と年金をダブルでもらっている人に控除制限がされるとか。どのようなになりますか？

A. 令和8年度税制改正では、給与と公的年金の両方を受け取っている人に対する所得控除の見直しが行われます。これは、働いて収入を得ている人と、給与と年金を同時に受け取っている人との税負担の公平性を確保することが目的です。

これまで、給与収入には「給与所得控除」、公的年金には「公的年金等控除」がそれぞれ適用され、両方の収入がある場合でも両方の控除を受けることができました。

その結果、給与だけの人と比べて控除額が大きくなり、税負担が軽くなるケースがあることが指摘されていました。

改正後は、給与所得控除と公的年金等控除の合計額に上限が設けられます。

具体的には、両方の控除を合わせた額の上限が280万円とされ、これを超える場合には超過部分が公的年金等控除から減額される仕組みになります。

例えば、給与所得控除が195万円、公的年金等控除が110万円の場合、合計は305万円となりますが、改正後は上限の280万円までとなるため、超える25万円分が年金控除から減額されます。

この改正は令和9年分の所得税から適用される予定です。

給与と年金を両方受け取る人は、今後の税負担が変わる可能性があるため、制度の内容を理解して年金受給額と給与の金額を確認しておくことが大切です。

過去に収めた年金支払者である年金受給者への課税強化と言え、働き過ぎると手取りが減りますます。

消 費 税

★ 消費税の3割特例

Q. 消費税の2割特例が終了したそうですが、今後も同様の特例があるとか。

どのようなものですか？

A. 3割特例というものです。

インボイス制度の開始に伴い、これまで消費税の免税事業者だった人でも、適格請求書発行事業者として登録し、課税事業者になるケースが増えています。

こうした小規模事業者の負担を軽減するため、令和8年度税制改正で新たに「3割特例」が設けられました。

この特例は、令和9年分と令和10年分の課税期間について適用される制度です。

対象となるのは、インボイス登録によって課税事業者となった個人事業者などです。

3割特例では、通常のように仕入れに含まれる消費税を細かく計算する必要がなく、売上に係る消費税額の30%を納税額として計算します。

つまり、売上消費税の70%を控除できるイメージです。

例えば、売上に係る消費税が100万円の場合、納税額は30万円となります。

簡単な計算で申告できるため、事務負担を軽減できる点が特徴です。

また、簡易課税制度とは異なり、事前の届出は不要で、確定申告書に3割特例を適用する旨を記載するだけで利用できます。

ただし、この特例が使えるのは基準期間の課税売上高が1,000万円以下の事業者など一定の条件を満たす場合に限られます。また、多額の設備投資をした場合などは一般課税の方が有利になることもあるため、自社に合った方法を選ぶことが大切です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoicereview/pdf/0026004-099-01-2.pdf>

★ 3割特例か簡易課税か

Q. 消費税の3割特例と簡易課税、どちらが有利ですか？

A. 消費税の計算方法には、仕入れや経費に含まれる消費税を実際の金額で計算する「一般課税」のほか、業種ごとに定められた割合で仕入税額を計算する「簡易課税制度」があります。

また、インボイス制度の導入に伴い、小規模事業者向けの特例として、売上に係る消費税額の3割を納税額とする「3割特例」も設けられています。

しかし、事業の内容によっては、3割特例よりも簡易課税制度の方が税額が少なくなる場合があります。例えば、小売業などは簡易課税制度を使うとみなし仕入率が80%とされます。これは売上に係る消費税の80%を仕入税額として差し引ける仕組みです。

そのため、納税額は売上消費税の20%相当となり、売上消費税の30%を納める3割特例よりも負担が軽くなる可能性があります。

なお、2割特例や3割特例を利用している事業者でも、一定の手続きを行えば翌課税期間から簡易課税制度へ変更できます。

ただし、簡易課税制度は原則として2年間継続して適用する必要があるため、事前に有利不利をよく検討することが大切です。

また、多額の設備投資などで仕入税額が多い場合には、一般課税の方が有利になることもあります。自社の業種や経費の状況に応じて、最適な申告方法を選ぶことが重要です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/qa/117-3.pdf>